

個人情報等の取扱いに関する協定書

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号）第10条の規定に基づき、横浜市（以下「甲」という。）が日本赤十字社（以下「乙」という。）に求める個人情報の使用制限等について定める等のため、次のとおり個人情報等の取扱いに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、横浜市立港湾病院の指定管理者による管理の準備に関する協定書第5条に基づく準備行為を行うために甲が乙に対して提供する個人情報及びデータ（以下「個人情報等」という。）の保護等について、必要な事項を定めるものである。

（秘密の保持）

第2条 乙は、個人情報等の取扱いに関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。準備期間が満了した後も同様とする。

2 乙は、第5条第1項ただし書の規定により個人情報等を第三者に提供する場合、前項の規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（個人情報等の適正な管理）

第3条 乙は、個人情報等の授受、搬送、処理、保管その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、き損等を防止するため、その適正な管理に努めなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、個人情報等を保管する施設その他の個人情報等を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

3 乙は、第1項の目的を達成するため、現場責任者、従事者その他の個人情報等を取り扱う者の管理責任体制を確立しなければならない。

4 乙は、個人情報等の取扱いを開始する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について甲に報告しなければならない。

5 乙は、第2項及び第3項に定める乙の安全対策及び管理責任体制に関し、甲が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。

（個人情報等の目的外使用の禁止）

第4条 乙は、個人情報等を準備行為以外の用途に使用してはならない。

（第三者への提供）

第5条 乙は、個人情報等を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報等を第三者に提供する場合には、提供した個人情報等の取扱いに伴う当該第三者の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3 乙は、第1項ただし書の規定により個人情報等を第三者に提供する場合には、乙がこの協定の規定を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 6 条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(個人情報等の返還又は廃棄)

第 7 条 乙は、指定管理者の指定が取り消されたときは、甲の指示に従い、甲の立会いの上、個人情報等を返還し、又は廃棄しなければならない。

2 前項に定める個人情報等の廃棄は、焼却、シュレッダー等による裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第 1 項の場合において、乙が正当な理由なく指定された期限内に個人情報等を返還せず、又は廃棄しないときは、甲は、乙に代わって当該個人情報等を回収し、又は廃棄することができる。この場合においては、乙は、甲の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、また、甲の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(個人情報等保護に関する報告及び検査)

第 8 条 甲は、必要と認めた場合は、乙に対して、個人情報等の管理の状況について報告を求め、及び電子計算機を設置する場所、個人情報等を保管する施設その他の個人情報等を取り扱う場所で検査することができる。

2 前項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 甲は、乙がこの協定に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成16年 8 月25日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
横浜市長 中 田 宏

乙 東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 3 号
日本赤十字社
社長 藤 森 昭 一